訴訟へ

多くのケースでは医療機関がその過失を認めることは保険の関係などから希といえますので、患者の請求に応じて医療機関に支払ってもらうことは難しいのが実情です。この場合、裁判所で被告(医療機関や医師)に過失があるので損害を賠償しなさいという判決を貰わなければならず、ここから訴訟という段階へと進むことになります。

医療訴訟では、専門的な治療が審理の対象となりますので、この過失を判断する裁判官に医学的知見を用いて、しかもこれをわかりやく説明して、理解して貰わなければならないのですが、このことには大変な労力を伴います。また、医療側は専門家ですから、訴訟の段階では、原告の主張に対して文献やガイドラインなどを高度に医学的・専門的な見解を以て患者側の主張に対抗してきます。この主張にはときに全く関係のない医学的見解などもあり、原告の主張を煙に巻くためのものもあったりしますが、原告としては、その医学的知見に対する的確な反論を得るべく、その都度文献を探しこれを提出して反論をすることになります。

医療訴訟では、医療機関のミスと呼べるか、そのミスが結果(死亡や後遺症)を引き起こしたと言えるかの2点が大きな争点となります。この点において原告・被告の主張立証が終了すれば多くの訴訟は判決へと向かいます。両者に歩み寄りがあれば和解が成立することもあり、このような歩み寄りが不可能な場合には判決となり事件は法的な意味では終了します。これが医療事件の大まかな流れです。

医療訴訟の傾向としては、実際に医療機関の責任を問えるケースは比較的少ないように感じています。どちらかと言えば、患者やその遺族が医師や医療機関に対する不信感を募らせて調査を依頼する場合が多いでしょう。医療機関に対しては、患者や遺族が不信感を招かない対応を是非お願いしたいと考えています。

隠された事件記録

さて、私がまだ法曹として駆け出しの頃にはじめて出会った事件がこの医療事件です。私にとって弁護士としての方向性を与えられた忘れられない事件ですので少しご紹介します。

ある病院で行われた手術でを受けた患者さんが亡くなられたのですが、その死因に病院ないし医師の過失がなかったか、これを調査する過失調査でした。

本件は医療事件どころかそもそも法曹として最初の事件でしたので、医療事件のイロハすら知らない私は大苦戦をしたことを覚えています。夜な夜な医療用語辞典を片手にカルテを翻訳しどんな病気かどんな手術なのか理解しようと努めました。協力をしてくださるお医者さんを探しだし、しつこく意見を聞きに伺い、ついに手術の状態を記録した動画画像が存在することを突き止めました。私たちは、相手方病院にこの動画画像を渡して貰うように要求しましたが、相手方病院が私たちに渡したのは本来記録されているはずの画像の一部でしかなく、患者の容態が急変した事件の核心と呼べる時間帯の記録が含まれていませんでした。書面で改めて開示を要求しましたが、他の記録は存在しないとの回答が帰ってきただけです。

そこで、私たちは、最近では極めて希なことですが、証拠保全を行ってこの動画記録を差し押さえることにしました。一緒に事件に取り組んでいた先輩弁護士が証拠保全を行ってくれたのですが、証拠保全の結果は「他の部分の記録は既に消去して存在しない」というものであったと報告を受け、がっかりしていました。ところが、その数時間後に、相手方が消去したといった記録を全て裁判所に提出してきたとの報告を再び受けることになるのです。

医療機関が治療の記録を消去するということも考えられませんが、これを消去したと言って証拠保全を逃れながらその後に提出してきたのですから、その対応は明らかに不自然という外ありません。しかも、相手方病院はカルテの開示も拒否していてこれに対しても証拠保全を行っていたのです。「相手方が何かを隠している」と確信し、私たちは、自然と勢いづいたのです。

見えない過失

ところが、その後の過失調査は全く低調なものでした。

記録が出てきたことに興奮はしてみたものの、その記録を見ても肝心の過失(ミス)が、どのようなものか全く分からなかったのです。記録を丹念に精査し、協力医の先生と相談しても、問題となる部分が分かりません。過失はなかったのか?ではなぜ記録の提出を渋ったのか?と、考えだけがぐるぐる回り、時間が経過していきました。何かがおかしい、だけどその何かがはっきり分からないのです。

私たちは、何らかの過失があったことは間違いないとの確信を持っていましたが、提訴に踏み切れないでいましたが、時間だけが経過していく中、私たち弁護士が考えられる過失を構成して、提訴に踏み切ろうという話もありました。実に調査を始めてから数年が経過していました。

そんななか、もう一度、改めて別の協力医の話を聞いてみようと提案がありました。もうこの段階では新たな意見は期待できないとの意見も弁護士の中にはありました。しかし、ここで過失がつかめないようなら訴訟でも通用しない可能性がありますので、本当に藁をもすがる想いで新たな協力医の先生を訪ねました。すると、「これは危険な手術ですね。よくこんな手術に踏み切ったものです。私は問題だと思います。」と新たな協力医からは過失を認定する意見を貰えたのです。そして、話を伺うにつれ、本件事件の問題点が理解できました。私は、ようやく依頼者や先輩弁護士に医療機関の責任を問えることを報告できたのです。

終わりに

本件は予想外の展開を辿りましたが、このようなことは珍しいことです。医療事件は決して患者側に分の良い事件であるとはいえず、訴訟勝訴率は25%程度と言われています。本件でも新たな協力医に出会っていなければどうなっていたことか。

医療訴訟には特有の困難が伴うことはおわかりいただけたかと思います。

証拠保全とは?

＊証拠保全(しょうこほぜん)とは、裁判などに用いる証拠を確保することを言う。提訴前に裁判所に保全させることで重要な証拠の破棄・隠滅・改ざん等を防止することができる。

武富士の会社更生申立【Q&A】

活の再建が図られています。また、会社が破産手続

により消滅してしまえば、多くの従業員が職を失い、会社が破産した場合、債権者が受け取る配当は雀の涙程度のわずかなものですが、債権カットに応じて、会社の存続を認めれば、債権者が受け取る債権額は、その後の会社が順調に再建できるかぎり(もちろん計画とおり行かずに破産してしまうこともあります。)一般的には多くなります。したがって、こういう観点から、不公平な制度とはいえないし、むしろ合理的な制度といえます。

【Q1】先頃、株式会社武富士が会社更生の申立をしたと聞きました。一体どういうことでしょうか?

【A】

平成22年9月28日株式会社武富士が東京地裁に会社更生適用の申請を行いました。

会社更生法とは、過大な負債のために会社の運営が立ち行かなくなった場合に、会社の債務を縮減することで、その負担を軽くして、会社を生まれ変わらせる法的手続きです。

この場合、再建を図る会社は、裁判所に選任された更正管理人の下、債権者の合意を得て、債務を縮減します。したがって、あなたが例えば武富士に対してお金を支払えという権利がある場合、その権利は会社更生法の手続において減じられることになります。仮にあなたが100万円の債権を有している場合には、80%の債権カットという更生計画が認可されれば、あなたが今後受け取る金額は20万円となり、通常、分割払いで支払われるということになります。

【Q2】経営が行き詰まった武富士を延命させることは不公平ではないのですか?

【A】

一般の方についても個人再生手続が同様に存在し、多額の借金に困った方はこの制度を利用して生

【Q3】私は以前武富士からお金を借りていて、過払金を請求できると言われていたのですが、今後どうすればよいでしょうか?

【A】

武富士の更生計画の具体案は未だ明確になっておらず、武富士から全ての過払い債権者に対して通知をするかどうかは明確ではありません。このため、問いのように過去に武富士と取引をしていたような方は、問い合わせた上で、債権者として武富士に名乗り出るべきです。

債権のカット率は今の段階では全く分かりませんが、武富士が債権者にお支払いをしなければならないことは確かです。仮に、一定の期間内に債権者としての届出をしなければ、以降は一切お支払いを受けることはできませんので気をつけてください。

武富士の問い合わせ窓口は以下のとおりです。

●武富士コールセンター

TEL 0120-938-685
FAX 0120-390-302
●受付時間 月~金(祝日を除く)
午前8時半~午後7時
[HP] http://takefuji.co.jp/m/

【Q4】武富士の経営の行き詰まりは急増した過払金請求が原因と言われていますが、そもそも過払い金とは何でしょうか?

【A】

過払い金とは「貸金業者に払いすぎた利息のことを言います。法定利率以上の違法な利率での貸金契約があった場合に債務者がその利率どおり返済をしたときは、法定利率超過分の利息の支払は本来は支払わなくて良い部分となる。すなわち本来支払うべき金額を超えて過剰に支払ったことを過払いと良い、この過払いを何年も継続して行った場合に大きな金額を貸し主である貸金業者に請求できることとなるのです。

【Q5】なぜ過払い金が発生するようになったのでしょうか?

【A】

利息制限法を超える利息及び元本の返済は現実的には極めて困難で、違法な高率の利息(の一部)のみを返還し続けるのが精一杯というのが実態で、バブル崩壊後の不況も重なって、借金の元本は一向に減らず、債務者は借金苦から抜け出すことができませんでした。他方、貸金業者は、高率の利息のために、元本が減ることがあまりないために継続的かつ多額の収益(利息収入)を得られることになったのです。結果的に多くの生活破綻者を生み出し、社会問題となりました。そこで、消費者系と言われる一部の弁護士や司法書士が積極的に活動を行い、過払い金の返還を認めさせる裁判を積み重ね、徐々に過払い金を返還させることが当然に行われるようになったのです。

平成15年7月18日、最高裁はいわゆるプロ判決を下し、過払い金返還請求は大きな流れをつくりました。その後も違法な借金苦から債務者を救済すべく貸金業法の改正運動が盛り上がり、平成18年改正貸金業法が成立しました。これは、消費者運動の大きな成果であり到達点です。

【Q6】過払いバブルという言葉を聞きますが、どのような意味でしょうか?

【A】

このような少数の法律家の血の滲むような成果によって達成された過払金請求ですが、訴訟としての簡易性、成功報酬の確実性、業務の画一性から(本来は手間のかかる訴訟です。)弁護士・法律家にとっては大きな収入源、すなわちビジネスとなり、莫大な利益をもたらしました。上記最高裁判決が出た頃から、過払い金請求を対象とした、弁護士事務所・司法書士事務所が、債務整理のプロを謳って、大量の広告を打ち、多数の顧客を全国各地から集めるようになりました。

しかし、平成18年に改正された改正貸金業法が本年6月に施行され、利息制限法を超える違法な金利で貸し出す業者はほぼ無くなりました。このため、今後貸金業に関する過払金請求は消滅することとなります。現在、TVやラジオで広告されている法律事務所の多くは、利益を生む過払金請求を請け負うことを目的としていますが、このような広告も間もなく見ることはなくなるでしょう。これが過払いバブルと言われる所以です。